

薬を預かる場合のお願い

保育中に保育士が薬を飲ませたり塗ったりする必要がある場合、間違えのないよう、安全に配慮していますが、園医さんと相談し保護者の方に下記のことをお願いしたいと思います。

- ① 基本として、医師の処方箋を受けたものに限ります。病院にかかる時には、必ず「保育園に通っていること」をお医者さんに伝え、子どもさんの今の状況で集団生活に問題がないかを確かめて下さい。
 - ② 園で飲ませることになるべく避けるため、例えば「1日3回食後の薬」を、①朝登園する前（8時前後）、②夕方降園後（4時頃）、③寝る前に飲ませることが可能かどうかなど、お医者さんに薬の飲ませ方について相談して下さるとありがたいです。
 - ③ 処方箋を受けた薬をはじめて預かるときは、保護者からの「依頼書」とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。（説明書は園で医師名・処方日・薬の内容等をチェックした後お返しします）
 - ④ 薬の袋や容器等には氏名、内服する日付け、いつ内服するか、を必ず明記し、内服薬（粉・シロップ等）は必ず1回分に分けて持ってきて下さい。
 - ⑤ 薬は、園児のかばんに入れないので、必ず保育者に手渡ししてください。
※以上のごことが不確かで与薬の安全性が明確でない場合は、園で薬を飲ませることはできませんので、ご了承下さい。
- ※ 座薬につきましては、副作用を考慮して基本的に園では預かりませんが、やむを得ない場合は、担任に相談してください。その場合でも、定期的にお返しし、医師に相談していただくことになります。
- ※ 乳幼児期における薬を取り扱う上での危険性を重視し、ご面倒ですが、よろしくお願ひいたします。
- ※ 下記の依頼書用紙は第1回目の分です。下記を使用した時点で、担任に次回の分の依頼書用紙をもらってください。
- ・・・・・・き・・・・・・り・・・・・・と・・・・・・り・・・・

投薬依頼書

※処方箋に基づく薬の説明書と一緒に提出して下さい。

平成 年 月 日

組（ ）園児名（ ）保護者名（ ）印（ ）

①病名または症状 _____

②薬の型状は？ 粉・液・外用薬・その他（ ）

③投薬期間は？ 月 日～ 月 日

④いつ投薬するか？ _____

⑤使用法その他の注意事項がありましたら書いてください。

感染症治癒報告書の提出について

明照保育園

学校保健法に基づく伝染病の登園の取扱いにつきまして、豊橋市医師会長の指示により、下記の報告書を提出して頂くことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

下記の伝染病にかかっている間は、登園停止期間となり欠席扱いとはなりません。

・・・・・・き・・・・・・り・・・・・・と・・・・・・り・・・・

感染症治癒報告書

区分	病 名	登園停止期間
	インフルエンザ	解熱した後、2日経過するまで
	百日ぜき	特有のせきが消えるまで
	はしか（麻疹）	発疹に伴う熱が下がってから、3日経過するまで
	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	耳下腺のはれが引くまで
	水ぼうそう（水痘）	全身の発疹がすべて消え、かさぶたになるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	熱・目の充血・目やになどの症状が消えて2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	乳幼児嘔吐下痢症	下痢・嘔吐の症状がなくなるまで
	溶連菌感染症	適切な抗生素治療後、医師の判断で
	流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	その他（ ）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

区分欄に該当する病名に○印を付けてください。

上記に感染しましたが、医師から 月 日に登園許可がおりたことを報告します。

受診した医療機関名（ ）

組 氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____